

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 学校保健課
指 摘	ア 過誤払となった委託料の戻入について、相手方に交付する返納通知書の返納期限は通知書発行の日から10日以内とされているところ、10日を超えているものが見受けられたため、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の返納通知書の返納期限の取扱いについては、監査終了後速やかに課内に周知を行った。今後は、富山市会計規則に基づき、返納期限は10日以内とすることを徹底し適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 学校保健課
指 摘	ウ 故障で使用できない状態となっていた備品について、棄焼却の手続が行われていないにもかかわらず、備品台帳に払出しの記録を行っていたため、改善を図られたい。（北学校給食センター（洗濯乾燥機））
措 置 状 況	ご指摘の北学校給食センターの備品台帳の記録誤りについては、令和8年2月2日付けで備品台帳を修正した。今後は、富山市物品管理規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 学校保健課
指 摘	エ 備品台帳に記載していない備品が見受けられたため、改善を図られたい。 (南学校給食センター(計量器・測定用機器))
措 置 状 況	ご指摘の南学校給食センターの備品台帳への記載漏れについては、令和8年2月2日付けで備品台帳に記載した。今後は、富山市物品管理規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 埋蔵文化財センター
指 摘	ア 富山市北代縄文広場管理運営委託において、次のとおり不適切な事例が見受けられたため、改善を図られたい。 (ア) 仕様書において具体的な業務内容が示されておらず、委託業務の範囲や委託料の積算根拠が不明確な状態となっていたため、委託料から支出されているボランティアへの報償費や消耗品費等について、委託業務にかかる経費と委託業務外の自主的な事業に係る経費との区分が明確になっていなかった。
措 置 状 況	令和 8 年度の委託契約に係る仕様書については、業務日数や業務内容を明記し見直しを図った。また、受託者には、委託業務と自主的に行う事業の経費を区分して経理を行うよう指示し、この内容を仕様書にも記載した。 今後は、適正な委託業務の管理に努めたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 埋蔵文化財センター
指 摘	ア 富山市北代縄文広場管理運営委託において、次のとおり不適切な事例が見受けられたため、改善を図られたい。 (イ) 施設を占用し、自主的な事業を実施する場合は、行政財産の目的外使用許可に係る手続が必要となるところ、条例には規定のない施設の使用申請を受け、承認していた。
措 置 状 況	受託者が行う令和 8 年度の自主的な事業に係る施設使用について、富山市公有財産管理規則に基づき、行政財産の目的外使用許可に係る手続を行った。 今後は、同規則に基づき、適切な財産管理に努めたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 埋蔵文化財センター
指 摘	ア 富山市北代縄文広場管理運営委託において、次のとおり不適切な事例が見受けられたため、改善を図られたい。 (ウ) 受託者から提出された委託料の収支決算書を業務完了報告書として取り扱っているが、実施業務についての報告が記載されておらず、適切な履行確認ができない状態となっていた。また、文書管理システムによる履行確認の起案が行われていなかった。
措 置 状 況	令和7年度の業務委託の履行確認については、定期監査後に改善に努め、実施業務報告の記載が含まれる業務完了報告書の提出を受け履行確認を行い、併せて文書管理システムによる起案を行った。 今後は、適正な履行確認と事務処理に努めたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 埋蔵文化財センター
指 摘	イ 富山市北代縄文広場を占用する場合は、行政財産の目的外使用許可に係る手続が必要となるところ、条例には規定のない施設の使用申請を受け、承認していたため、改善を図られたい。
措 置 状 況	定期監査以降の所管施設の使用許可については、富山市公有財産管理規則に基づき、行政財産の目的外使用許可に係る手続を行った。 今後は、同規則に基づき、適切な財産管理に努めたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 図書館
指 摘	ア 超過勤務を実施した際、庶務事務システムで実施前に命令申請により所属長の決裁を受けた後に、実施後に実施申請により決裁を受けるべきところ、実施申請を行わなかったことにより、超過勤務手当が過小支給となっているものが見受けられたため、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の超過勤務手当の過小支給については、実施申請を行い、決裁を受け、令和8年3月13日に支給した。 また、監査終了後速やかに館内に周知を行い、令和8年1月からは、「命令申請」の所属長決裁後、勤務当日もしくは翌日に、速やかに「実施申請」することを徹底している。 今後も、富山市職員の給与に関する規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 図書館
指 摘	イ 市内出張旅費の支給において、次の誤りが見受けられたため、改善を図りたい。 (ア) 勤務地から片道 2 キロメートル以上の場所に出張した場合、勤務地から用務地にかかる交通費の実費を上限として支給すべきところ、自宅から用務地までに要した交通費の実費を支給したことにより、過大支給となっているものが見受けられた。
措 置 状 況	ご指摘の市内出張旅費の過大支給については、訂正し、令和 8 年 3 月 6 日に返金させた。 また、監査終了後速やかに館内に周知を行い、令和 7 年 12 月分からは、自宅から勤務地を経由せずに用務地に出張する場合、自宅から勤務地までは通勤手当支給の範囲内であることから、出張命令簿には実際の経路を記載した上で、旅費としては、勤務地から用務地までの路程に応じた額を支給することを徹底している。 今後も、富山市旅費支給条例施行規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 図書館
指 摘	イ 市内出張旅費の支給において、次の誤りが見受けられたため、改善を図りたい。 (イ) 用務の開始時間又は終了時間の都合により、勤務公署を経ずに自宅から用務地又は用務地から自宅へ出張した際の当該経路にかかる旅費について、通勤手当と重複しているとして支給されていないものが多数見受けられた。
措 置 状 況	ご指摘の市内出張旅費の支給漏れについては、訂正し、令和8年3月24日までに追加で支給を行った。 また、監査終了後速やかに館内に周知を行った。 出張は、自宅から勤務公署へ出勤し、そこから用務地へ向かい、用務終了後に勤務公署へ戻ることが原則であるが、用務開始時間が早い場合や、用務終了時刻が勤務時刻を過ぎる場合は、自宅から勤務公署を経由せずに用務地へ向かうことや、勤務公署を経由せずに帰宅することがある。 令和7年12月分からは、例えば用務終了後に直帰する場合、出張命令簿には実際の経路を記入した上で、通勤手当が支給されている経路との重複がないか等を確認の上市内出張旅費を算出し、支給するよう改めた。 また、用務地が普段の通勤経路上にある場合であっても、出張命令簿には実際の経路を記載するよう、同年同月分より改め、指摘があった記載されていなかったものについても記載した。 今後も、富山市旅費支給条例施行規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 科学博物館
指 摘	ア 行政財産目的外使用料の納入期限について、納入通知書を交付する日から20日以内に指定されていないものが見受けられたため、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の行政財産目的外使用料の納入期限の取扱いについては、監査終了後速やかに館内に周知を行い、納入通知書を交付する日から20日以内に指定することを徹底している。今後は、富山市会計規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 郷土博物館
指 摘	ア 敷地内占用料の納入期限について、納入通知書を交付する日から20日以内に指定されていないものが複数見受けられたため、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の敷地内占用料の納入期限の取扱いについて、監査終了後速やかに職員への周知を行った。今後は、富山市会計規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 郷土博物館
指 摘	イ 日額と定められた附属機関の委員報酬について、職務従事後10日以内に支払われていないものが見受けられたため、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の附属機関の委員報酬が職務従事後10日以内に支払われていないことについて、監査終了後速やかに職員への周知を行うとともに、監査後に開催した附属機関の委員報酬の支払いを適正に行った。今後は、富山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 郷土博物館
指 摘	ウ 本丸亭の使用承認について、次の誤りが見受けられたため、改善を図られたい。 (ア) 開館時間外の申請であるにもかかわらず、規則に定められた開館時間の変更にかかる手続を行わずに当該使用を承認していた。
措 置 状 況	開館時間外の使用申請を承認する場合は、富山市郷土博物館条例施行規則に定められた開館時間の変更にかかる手続を行うことを職員に周知した。今後は、同規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 郷土博物館
指 摘	ウ 本丸亭の使用承認について、次の誤りが見受けられたため、改善を図られたい。 (イ) 富山市郷土博物館条例施行規則において、使用者が使用承認事項の変更をしようとするときは、速やかに、使用承認書を添えて委員会に申請することとされているが、使用承認事項の変更が生じたときに、使用承認書を提出させておらず、条例施行規則に基づく処理が行われていなかった。
措 置 状 況	ご指摘の使用承認事項の変更が生じた場合の取扱いについて、富山市郷土博物館条例施行規則のとおり、申請者に交付済みの使用承認書の提出を求め、処理を行うよう職員に周知した。今後は、同規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 郷土博物館
指 摘	エ 公文書の発出に際し、文書の施行者名は、法令の規定により権限を有するものの職名及び氏名を用いるべきところ、当該権限を有しない職名で文書を発出しているものが見受けられたため、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の公文書発出の際の文書の施行者名について、法令の規定により権限を有するものの職名及び氏名を用いるよう取扱いを改めた。今後は、富山市教育委員会文書取扱規程に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 郷土博物館
指 摘	オ 重要物品について、重要物品に関する調べに記載されていないものが複数見受けられたため、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の重要物品に関する調べに記載されていないものについて、重要物品に関する調べに記載した。今後は、富山市物品管理規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。